（胎児の認知及び認知の無効に関する経過措置）

**第五条**　新民法第七百八十三条第二項の規定は、施行日以後に生まれる子について適用する。

２　新民法第七百八十六条の規定は、施行日以後にされる認知について適用し、施行日前にされた認知に対する反対の事実の主張については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六条**　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　齋藤　健
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**法律第百三号**

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条第一号中「慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ　C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。）に罹患して死亡した者

**附　則**

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　特定C型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者をいう。以下この項において同じ。）でこの法律による改正後の法第六条第一号ロに該当するものについては、この法律の施行前に既に法第三条第一項の規定による給付金が支給された場合においても、同項の規定に基づき、その特定C型肝炎ウイルス感染者の相続人に対し、給付金を支給する。この場合においては、当該給付金の額は、同号に定める額からこの法律の施行前に既に支給された同項の規定による給付金の額を控除した額とする。

（民事訴訟法等の一部改正）

３　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条の次に次の一条を加える。

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正）

**第百九条の二**　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「限る。）」の下に「（以下この条において「確定判決等」という。）」を加え、「又は謄本」を「若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**法律第百四号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

**第一条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第五条第二十項中「第八十九条第六項」を「第八十九条第七項」に改める。

第十九条第三項中「及び生活保護法」を「、生活保護法」に改め、「）」に入所している障害者」の下に「、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している障害者及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している障害者」を加え、「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「又は救護施設」を「、救護施設」に改め、「若しくはその他の適当な施設」の下に「、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム」を加え、「入所前」を「入所又は入居の前」に、「特定施設に入所して」を「特定施設に入所又は入居をして」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に、「入所した」を「入所又は入居をした」に改め、同条第四項中「又は生活保護法」を「、生活保護法」に、「特定施設に入所した」を「、若しくは老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて特定施設（介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。）に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした」に改め、同条第五項中「入所して」を「入所し、又は入居して」に改める。

第二十五条第一項第二号、第五十一条の十第一項第二号及び第五十七条第一項第二号中「入所する」を「入所又は入居をする」に改める。

第八十八条第五項中「把握した上で、これらの事情」を「把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果」に改め、同条第九項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第八項」に改める。